

# 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付 令和 2 年度募集のお知らせ

## ●貸付の目的

この事業は、児童養護施設に入所中又は退所した方、里親等へ委託中または解除された方で、進学や就職により住まいや生活費など安定した基盤の確保が困難な状況にあるものに対して家賃相当額の貸付や生活費の貸付を行うとともに、就職に必要な各種資格を取得するために必要となる費用の貸付を行うことで、安定した生活基盤を築き円滑な自立を支援することを目的に実施するものです。

## ●貸付対象

### 1 生活支援費

県内の児童養護施設等の退所者又は里親等の委託解除者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない方で大学等に進学（在学）する方

### 2 家賃支援費

進学者の他、児童養護施設等の退所者又は里親等の委託解除者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない方で現在在学中又は就労中の方

### 3 資格取得支援費

児童養護施設等の入所者または里親等に委託中の方及び児童養護施設等を退所または里親等の委託解除後 4 年以内で大学等に在学する方のうち、就職に必要な資格の取得を希望する方

## ●貸付額と貸付期間 ※拡充された内容がございます（3 ページ参照）

### 1 生活支援費

- ・月額 5 万円
- ・大学等に在学する正規修学期間

### 2 家賃支援費

- ・居住地の生活保護制度上の住宅扶助額を限度とする 1 ヶ月あたりの家賃相当額（管理費・共益費を含む）
- ・進学者は大学等に在学する期間。就職者は退所または委託解除後から 2 年間を限度として就労している期間

### 3 資格取得支援費

- ・資格取得に要した費用の実費（上限 25 万円）  
ただし、資格取得費特別加算が支弁される場合には、加算額を控除した額を実費とします。
- ・ひとり 1 回のみ

## ●返還免除の条件

- 1 進学者：大学等を卒業した日から 1 年以内に就職し、継続して 5 年間就業したとき
- 2 就職者：就職した日から継続して 5 年間就業したとき
- 3 資格取得者：就職した日から継続して 2 年間就業したとき  
ただし、大学等へ進学した後に貸付を受けた場合には、大学等を卒業した日から 1 年以内に就職し、継続して 2 年間就業したとき

## ●貸付利子

無利子（返還することになった場合は、債務の返還期限を過ぎると年利 3 % の延滞利子を徴収します。）

## ●貸付の手続き方法について

貸付を希望する方は、裏面の申請に必要な書類を児童養護施設等または児童相談所を經由して三重県社会福祉協議会生活福祉資金センターに提出してください。

## ●必要書類

- 1 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付申請書（第1号様式）
- 2 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付意見書（第2号様式）
- 3 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付親権者等同意書（第3号様式）
- 4 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付における個人情報の取扱同意書（第4号様式）
- 5 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付誓約書（第5号様式）
- 6 世帯全員の住民票（マイナンバーと住民票コード以外の全てが記載されたもの）
- 7 学生証などの本人を確認できる書類の写し
- 8 措置契約解除通知書の写し（進学者、就職者）
- 9 大学等に進学または在学することを証明する3ヶ月以内に発行された書類の写し（進学者、資格取得費を希望する進学者）
- 10 在職証明書、雇用通知書等の写し（就職者）
- 11 賃貸契約書の写し等の1ヶ月の家賃相当額がわかるもの（進学者、就職者）
- 12 見積書等の資格取得に必要な費用が確認できる書類（資格取得費希望者）
- 13 資格取得費等特別加算の支弁を受けている方は、資格取得費等特別受給証の写し（資格取得費希望者）

## ●貸付の可否について

申請書類を審査し、貸付の決定又は不承認の審査結果を通知書にて児童養護施設等又は児童相談所長を経由して申請者に対して通知します。貸付が決定した方は借用書に必要書類を添付して三重県社会福祉協議会に提出していただきます。

## ●貸付金の交付について

借用書、必要書類が三重県社会福祉協議会に提出された後、生活支援費と家賃支援費は毎月、資格取得支援費は一括で借受人の指定口座に振り込みます。

## ●令和2年度募集予定人数

生活支援費	10名
家賃支援費	30名
資格取得支援費	20名

## ●募集期間

生活支援費及び家賃支援費	令和2年 4月1日(水) ～ 令和2年 5月15日(金)
↳追加募集	令和2年10月1日(木) ～ 令和2年11月30日(月)予定
資格取得支援費	令和2年10月1日(木) ～ 令和2年11月30日(月)

### 問合せ先

社会福祉法人 三重県社会福祉協議会 生活福祉資金センター  
TEL 059-226-1118 FAX 059-227-8155  
児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業 担当

WEBページから申請に必要な様式などをダウンロードしていただけます。

児童養護施設退所者等自立支援資金貸付のページは

[三重県社協 児童養護](#) 🔍 検索 で閲覧できます。

(2020.10から追加)

**新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等による収入が減少し、  
経済的に厳しい状況にある児童養護施設退所者を支援するため、一部内容が拡充  
されました。**

●主な拡充内容（青色になっているところが変更内容です）

生活支援費

	貸付額	貸付額 拡充内容	貸付期間	貸付期間 拡充内容
進学者	月額5万円	月額8万円	学校への修学年数	学校への修学期間 (拡充分はその内の6か月)
就職者		月額8万円		6か月間 (転職活動の期間を含む)

家賃支援費

	貸付期間	貸付期間 拡充内容
進学者	学校への 修学年数	拡充なし
就職者	2年間	3年間 (転職活動期間を含む)

※貸付額の拡充内容はなし

資格取得支援費の拡充内容はなし

●必要書類（詳しくは「令和2年度募集のお知らせ」をご覧ください。）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた申請希望者のみ、下記の書類を含め、本来提出する書類と一緒に提出ください。

該当書類	具体的なもの
収入が減少したことがわかる書類 または 収入の減少状況に関する申立書	給与明細書、預金通帳のコピー (影響を受ける前後の給与の状況を確認できるもの) 用意することが難しければ、収入の減少状況に関する申立書を <u>すべての項目</u> を記入する。

●募集期間について

10月1日(水)から募集開始で、期限につきましては11月30日(月)を予定としています。  
内容が変更となる場合は、随時ご連絡いたします。